

# 芦屋町いじめ防止基本方針

平成26年7月  
芦屋町・芦屋町教育委員会

# 《 目 次 》

はじめに

## 芦屋町いじめ防止基本方針

1	芦屋町いじめ防止基本方針策定の意義	
(1)	基本方針策定の目的	1
(2)	いじめ防止等の対策としての基本理念	1
2	いじめの定義及び防止等に関する考え方	
(1)	いじめの定義と理解	1
(2)	いじめの防止等に関する考え方	2
①	いじめを生まない教育活動の推進	
②	いじめの早期発見の取組の充実	
③	いじめへの早期対応と継続的指導の充実	
④	地域・家庭との積極的連携	
⑤	関係機関との密接な連携	
3	いじめの防止等の対策	
(1)	いじめの防止等に対する町の施策	3
①	いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	
ア	いじめ防止基本方針の策定	
イ	いじめ防止等のための組織等の設置	
ウ	いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握と検証	
エ	学校における組織等の設置に対する支援	
オ	関係機関との連携	
②	いじめ防止等のために町が実施すべき施策	
ア	いじめを生まない教育活動の推進	
イ	いじめの早期発見	
ウ	いじめの早期対応	
エ	児童生徒理解と教育相談体制の整備	
オ	教員研修の充実	
カ	保護者・地域等への働きかけ	
キ	適切な学校評価・教員評価	
(2)	いじめの防止等に対する学校の施策	6
①	学校いじめ防止基本方針の策定	
②	いじめ防止等に取り組む組織	
(3)	いじめの未然防止	6
(4)	いじめの早期発見	7
(5)	いじめへの対処	7
4	重大事態への対処	
(1)	重大事態の意味	7
(2)	教育委員会又は学校による調査	8
(3)	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	9

## はじめに

現在、いじめ問題への対応は、我が国の教育における最重要課題の一つとして、全国的に取り組みが進められているところですが、未だ児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。今回、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するために、いじめ防止対策推進法が制定されました。

本町では、いじめ防止対策推進法の意義を踏まえ、国・県の基本方針を参考に、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する基本的な方針を策定しました。

この基本方針は、いじめ問題の対策を町全体で進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携により、実効的なものにするためのものです。

法により新たに規定された地方公共団体や学校における組織体制や、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにすると共に、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取り組みを定めるものです。

今後とも、いじめが起きない、起こさない学校体制づくりと共に、本基本方針に基づき、いじめの問題の解決に全力で取り組んで参りますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

芦屋町長 波多野 茂丸

---

# 芦屋町いじめ防止基本方針

---

## 1 芦屋町いじめ防止基本方針策定の意義

---

### (1) 基本方針策定の目的

芦屋町におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、町その他の関係機関の連携の下、いじめの防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び対処の基本的な方針を示すものとして、「芦屋町いじめ防止基本方針」を定める。なお、基本方針の策定に当たっては、国・県の基本的な方針を参酌するとともに、芦屋町の実情を踏まえたものとした。

### (2) いじめ防止等の対策としての基本理念

いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域、町その他の関係機関との連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

- ① いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われないよう、未然防止に努める。
- ② いじめを行わず、また、いじめを放置することがなく、全ての児童生徒が、いじめの問題に理解を深め、互いに尊重し合う意識などを育てることを目指す。
- ③ いじめは決して許されないことである。どの学校でも起こりえることであり、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすことから、迅速かつ組織的に対応する。

## 2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

---

### (1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的

に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## (2) いじめの防止等に関する考え方

国・県のいじめの防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

### ① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する町民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子供を育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要であり、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

### ② いじめの早期発見の取組の充実

これまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

ただし、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、

相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

### ③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。

学校においても、これまで進めてきた組織的・継続的指導の一層の徹底を図っていく必要がある。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導體制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

### ④ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築しておく必要がある。

### ⑤ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図る必要がある。

## 3 いじめの防止等の対策

---

### (1) いじめの防止等に対する町の施策

町は、国や県と協力しつつ、いじめの防止等のための対策を策定および推進し、これに必要な措置を講じる。

#### ① いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

##### ア いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

町は、法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参考にして、町における基本方針（以下「町基本方針」という。）を策定する。

#### イ いじめの防止等のための組織等の設置

町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、既存の生徒指導上の課題や地域の子供たちの健全育成に関係のある会議等を活用し、学校におけるいじめの防止等の取組についての充実を図る。

#### ウ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握と検証

町教育委員会は、県の実施する年3回の調査にあわせて連携し、本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、学校の指導の改善に生かすよう学校を指導する。

#### エ 学校における組織等の設置に対する支援

町教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、県と連携したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるように努める。

#### オ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、会議等の定期的な実施やその内容の充実を図るとともに、「学校警察連絡協議会」の各地区での実施等を引き続き行い、県・各町及び警察等関係機関との連携の強化に努める。

### ② いじめ防止等のために町が実施すべき施策

#### ア いじめを生まない教育活動の推進

- これまで町が取り組んできた道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。
- これまでの町の取組や学校等におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。

#### イ いじめの早期発見

- いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の一層の徹底を図る。

- これまで町で取り組んできた、いじめアンケート等の月 1 回の実施や教育相談活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。
- 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、県と連携し、学校で認知したいじめに関する町教育委員会・県教育委員会への報告体制の整備に努める。

#### ウ いじめの早期対応

- これまで町で取り組んできた「校内いじめ問題対策委員会」等の月 1 回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を引き続き推進する。
- 県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめに児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備に努める。
- 出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的な指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、既存の相談員等の学校への派遣や県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決を支援する。
- 必要がある場合は、教育委員会により調査を行う。

#### エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。
- 県と連携し、ホットライン 24 相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保等必要な措置及び教育相談体制の整備に係る対策の充実に努め、関係機関・団体等との連携をより一層強化する。

#### オ 教員研修の充実

- 各地域や学校においていじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県と連携し、いじめの問題に特化した研修を実施する。
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。

#### カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への啓発活動を推進する。
- インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発



活動を推進する。

- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。

#### キ 適切な学校評価・教員評価

- 学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することが必要である。
- 学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行うよう学校を指導する。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう学校を指導する。
- 教員評価の中のいじめに関する項目については、県教育委員会の「人事評価の手引」を参考に、評価を行い、その後の取組に活かされるよう学校を指導する。

### (2) いじめの防止等に対する学校の施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を策定し推進しなければならない。

#### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 小中学校は、町基本方針を参酌し、各学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
- イ 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ウ 小中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

#### ② いじめ防止等に取り組む組織

- ア 小中学校は、教職員、カウンセラー等により構成されるいじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。
- イ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ウ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- エ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

### (3) いじめの未然防止

- ア 教育委員会及び小中学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の

能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- イ 教育委員会及び小中学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ウ 教育委員会及び小中学校は、児童一人一人を大切にされた指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にされた学級経営をめざす。
- エ 教育委員会及び小中学校は、いじめ防上等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- オ 教育委員会及び小中学校は、児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- カ 教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。

#### (4) いじめの早期発見

- ア 小中学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- イ 教育委員会及び小中学校は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ウ 教育委員会及び小中学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

#### (5) いじめへの対処

- ア 小中学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
  - i いじめを受けた児童等に対する指導並びにその保護者に対する情報提供及び支援
  - ii いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
  - iii 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童等への指導
- イ 小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- ウ 小中学校は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- エ 小中学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。

## 4 重大事態への対処

---

### (1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合

ウ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

エ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

## (2) 教育委員会又は学校による調査

ア 教育委員会は、町が設置する学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、町長へ事態発生について報告する。

イ 教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

エ 教育委員会又は小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

オ 教育委員会は、小中学校が調査を行う時には、必要な指導、助言又は支援を行う。

カ 教育委員会又は小中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめられた児童等又はその保護者から申し出があったときには、当該児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受領し、調査結果報告に添付するものとする。

### **(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置**

ア 町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

イ 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

ウ 町長は、教育委員会又は小中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

エ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。